

NPO法人えがおサポート 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立することができ、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年8月1日 ～ 令和4年7月31日までの5年間

2. 内容
 - (1) 目標
 - ① 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備
 - ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
 - ③ 次世代育成支援対策に関する事項の推進

 - (2) 対策
 - ① 平成30年8月～
 - ・ 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
 - ・ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知、育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
 - ・ 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするため、社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組の実施
 - ・ 子どもを育てる労働者が利用できる、始業、終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施
 - ・ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
 - ・ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
 - ② 平成30年8月～
 - ・ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
 - ③ 平成30年8月～
 - ・ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進